

運輸安全マネジメントに関する取組み

滝原西村ハイヤー有限会社では、輸送の安全確保のため安全最優先・法令遵守・継続的改善を、社長はじめ担当役員・全従業員が一丸となって取り組んでいます。

平成31年 安全方針

数値目標「運転事故0件の達成」

行動目標「法令順守と安全最優先の徹底」

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。

① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

② 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan, Do, Check, Act）を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(2) 安全方針の各社員の理解度等を乗務員対象の講習会にて、テスト・アンケート等を用いて定期的に把握する。

(3) 毎年末に安全管理に関する見直しを行い、現行の安全方針の変更の必要性の有無、周知方法の見直し等を行う。

(4) 毎月20日を「運輸安全マネジメントに関する内部監査の日」と定め、社内運行管理部門担当者による諸帳簿の点検、また安全運行全般に関する相談、研修計画立案などをする

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成30年の目標とその達成状況

目標① 運転事故件数0件の達成 に関して

【達成状況】 人身事故件数は0件であったが、静止物や駐車車両への接触など「こする」「あてる」等の物損事故が3件あった

目標②法令順守と安全最優先の徹底 に関して

【達成状況】 営業車運転中の法令違反は0件であった

(2) 平成31年 安全運行目標設定について

上述(1)の30年の目標達成状況への反省から平成31年の安全運行目標を以下のように定めた

数値目標 「運転事故(自損、他損、車内事故を含む)0件の達成」

行動目標 「法令順守と安全最優先の徹底」

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大・大型事故等被害甚大なケース)に関する統計

[総件数及び類似別の事故件数]

平成30年において、該当の事故はありません

4. 安全管理規程

当社の安全管理規程は別掲します

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 平成30年に講じた措置

- ① 65歳以上の運転士に対し適齢診断の受診、自社での教育を充実させた
- ② 全車にドライブレコーダーを装備したことから、その映像を用いて安全教育に利用している
- ③ SAS検査の受診結果から、引き続き2名の運転士に通院治療をしてもらっている
- ④ 経年劣化が見られた2台のバックモニターシステムを新機種に更新した

(2) 平成31年に講じようとする措置

- ① 健康起因による事故および運行中止案件の発生を未然に防止するため、健康管理体制を強化する。

特に定期健康診断の判定で、健康要注意リストアップ者に対する精密検査受診を促し、医療機関での指導助言を仰ぐ

- ②重大事故、バスジャックやテロが発生した際および、災害時の対応について適切且つ迅速に対応体制を構築できるよう実地訓練を行う
- ③安全確保の要である運行管理者の育成を図り、点呼執行、乗務員指導教育のレベルアップを目指す
- ④運行頻度の高い3台について「衝突防止補助システム」を設置して、より安全な運行体制を構築する

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社の安全管理規程17条の通りです

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

(1) 平成30年の教育及び研修の実施状況について

当社の輸送の安全に対する取組の確認と運輸安全マネジメントに対する啓蒙を目的とし、全社員を対象に内部講師による運輸安全マネジメントに関する講習会を3、6、9、12月に実施した

(2) 平成31年年間教育及び研修の実施予定は、当社の安全管理規程14条の通りです

(3) バス協会等から広報される、運行管理に関する研修会・運転士対象の研修会等に積極的に参加する

8. 輸送の安全に係る内部監査について

前述したとおり、毎月20日を「運輸安全マネジメント内部監査の日」と定め、社内運行管理部門担当者により、諸帳簿の点検、また安全運行全般に関する相談、研修計画立案などを行う

9. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 取締役 西村幸浩

10. 行政処分

平成30年度末まで行政処分ありません